

診療・検査医療機関への抗原定性検査キット配送業務委託に係る仕様書（案）

1 目的

急速な新型コロナウイルス感染拡大に伴う外来医療のひっ迫に備え、薬事承認された抗原定性検査キットを、重症化リスクが低いと考えられる有症状者又は濃厚接触者に対し、外来受診に代えて配布する体制を整備するため、診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）に抗原定性検査キットを配布する。

2 履行期限

令和4年9月30日（金）

ただし、可能な限り早く（令和4年8月31日を目途に）配送を完了させるよう努力し、残りは追加配送等に対応するための予備日とする。

3 配送物 抗原定性検査キット

4 配送先 鹿児島県内の診療・検査医療機関

5 配送見込み数量等

別紙「診療・検査医療機関への抗原定性検査キット配分計画」のとおり
（参考）1箱5キット入り約88,000箱。対象医療機関数約860か所。

6 配送・保管方法等

- (1) 抗原定性検査キットは、鹿児島県から受託者へ引き渡す。
- (2) 抗原定性検査キット（1箱5キット入り）を、配送対象となる診療・検査医療機関に対し、それぞれ配布箱数分を仕分け、こん包して配送する。
なお、医療機関への配送に要する箱、紙袋等のこん包資材は受託者が用意する。
- (3) 配送物は薬事承認された抗原定性検査キットであり、2℃～30℃で保管する必要があるため、保管場所及び配送中の温度管理には十分に注意する。
- (4) 別紙「診療・検査医療機関への抗原定性検査キット配分計画」に基づき配送する（配送伝票作成の有無は問わない。）。ただし、状況によっては、配布箱数等に多少の変更が生じる可能性がある。
- (5) 診療・検査医療機関への配送日時については、受託者が各医療機関と調整する。
- (6) 配送先の対象医療機関の情報については、各種情報を非公開としている医療機関も含まれるため、秘密の保持、紛失等の防止措置等に十分配慮する。

7 その他

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、業務責任者を定め、その氏名及び連絡先等を鹿児島県に報告すること。
- (2) 業務の執行に当たっては、誠意を持って行い、円滑な業務遂行に努め、業務の停滞や混乱等が起こらないよう万全を期すこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、鹿児島県と受託者で協議して定めるものとする。

※ 別紙「診療・検査医療機関への抗原定性検査キット配分計画」は、入札説明書の
交付を受けた者に別途示す。